

第6回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年8月7日(木) 午後2時00分～午後3時40分
2. 会 場 黒潮町役場大方庁舎 3階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**(13人)
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、
5番 濱口佳史、6番 山中 讓、7番 金子孝子、9番 松本昌子、
10番 敷地智也、11番 酒井 幸男、12番 福留康弘、
13番 ハジィフ 泉、14番 吉尾好市
【推進委員】(5人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、5番 小橋誠一、6番 尾崎澄夫、
7番 福井正一
(事務局：事務局長 宮地 丈夫、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】**(1人)
8番 伊芸精一、
【推進委員】(2人)
3番 平野幸敏、4番 宮川健作、
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議

議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(3件)
議案第2号 農地法第5条許可申請(県知事許可)について(2件)
議案第3号 非農地証明願について(1件)
議案第4号 形状変更に関する届出の報告(1件)
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用
集計計画の決定について
 - (3) そのほかの討議・報告事項について

議 長 8月の定例会を始めたいと思います。

先日の台風で倉庫の稲の倒木等あちこちで見られるような状態で、非常に悪い台風でございました。それから、早生の稲刈りのシーズンになりまして、暑い時期でございますので、熱中症等十分に体に気を付けて、農作業等に励んでいただきたいと思います。

今日の欠席者ですが、伊芸精一さん、平野幸敏さん、宮川健作さんの3名欠

席ということでございますが、会としては成立をしております。これで、議事録署名人ですが、今日は松本昌子さんと福留康弘さんをお願いしたいと思います。それではよろしく申し上げます。

それでは、第 1 号議案、農地法第 3 条許可申請につきまして 3 件出ておりますが、関係しております〇〇〇〇さんが関係ということでございますので、解説をしていただきます。〇〇〇〇さんですかね。それでは第 1 号議案農地法第 3 条の許可申請について 3 件出ております。1 番より随時、事務局より申し上げます。

事務局 議案書 1 ページ、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請が今回 3 件きておりますので、ご確認ください。

まず、番号 1 番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町入野字新明 7419 番、田、571 ㎡。

理由につきましては、所有権移転、贈与ということで、許可あり次第、所有権を移転ということになっております。

資料の方は 3 ページからとなっております。3 ページをご覧ください。航空写真の位置図となっております。場所は、ローソンの早咲店から県道を奥に入りまして、入野の加持の圃場整備の境目辺りの、ハウスの団地の一面となっております。黒潮町缶詰工場の少し奥側になります。4 ページが住宅地図で、5 ページが航空写真での拡大となっております。現在、現在地は航空写真でもそうですが、ハウスの 1 区画が今回の申請地となっております。6 ページの公図が、こういった形の公図となっております。7 ページが現況の写真となっております。合掌のハウスの約半分、細長い土地となっております。

続きまして最後に 8 ページ、調査書の方に進めさせていただきます。譲受人、〇〇〇〇、譲渡人、〇〇〇〇。第 2 項第 1 号の全部効率の利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれるということで、農作業の従事者は、本人さんと妻。所有機械につきましては軽トラック 1 台となっております。

第 2 項、第 2 号の農業生産法人以外の法人ということで、譲受人は個人であり、適用はありません。第 2 項第 3 号の信託につきましても、信託ではないので適用はありません。第 2 項第 4 号、農業作業常時従事としまして、譲受人は日数については年間 300 日の農作業の日数ということで、こちらも該当は致しません。第 2 項第 5 号の下限面積につきましては、黒潮町の下限面積 30a を超えるということで、今回の取得分を含めて 5,746 ㎡、57.46a ということで、下限面積は満たしておりますので該当はしません。第 2 項第 6 号、転貸の禁止につきましても、許可申請に係る農地は譲受人の所有農地でありまして、転貸に

は該当はしません。最後に、第2項第7号の地域調和につきましても、所有権移転後は、引き続き施設野菜のキュウリを現在作っておりますので、周辺農地への影響はないと考えます。そのほかにつきましては、農地区域の調査圃場内ですので、農地区域の内になっております。あと、利用権の設定は今回ありません。引き続き施設野菜のキュウリを、施設野菜を作ることになっておりまして、事務局からは問題はないと判断します。

以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりました。担当の〇〇委員。

〇〇委員 〇〇〇〇様が〇〇〇〇さんの叔父さんになります。高齢のためによろ作れないということで、土地を敷地家の人間に譲渡したいということで、その土地の譲渡を智也さんに譲りたいということで聞いています。

議長 今、小橋さんの方からも詳しい説明がありました。この件につきまして何か質疑・質問等ある方。ありませんか。

(質疑なし)

特に問題はないと思われまます。それでは、第3条許可申請の1番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。一番につきましては、承認をされました。続きまして2番、お願いします。

事務局 議案書1ページ、番号の2番をご覧ください。譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、黒潮町入野、〇〇〇〇さん。実は、〇〇〇〇さんの実のお母さんです。

申請地につきましては、黒潮町入野字亀ノ甲4699番3、畑、54㎡。同じく、黒潮町入野字三谷4747番2、畑385㎡。同じく黒、潮町入野字三谷4747番イの2、畑241㎡。黒潮町入野字三谷4747番ハ、畑251㎡。黒潮町入野字平成7045番、畑592㎡。理由としましては、所有権移転、贈与ということで許可あり次第、こちらも所有権の移転ということとなっております。

資料の方は9ページからご覧ください。9ページ、航空写真の位置図ですが、航空写真ご覧のように、早咲のコーナン、入野のコーナンの店舗から奥に入りました国営の平成団地の辺りの周辺の農地となっております。5筆、近くに固まっております。10ページの住宅地図で大体の近場が分かるかとは思いますが、11ページ、航空写真の拡大図で見いただきますと、大体5筆が周辺の隣接といいましょうか近くに固まってあるということになっております。12ページ、13ページ、14ページが公図となっております。15ページおよび16ページ、17ページが現況の写真となっております。15ページの亀ノ甲の畑の位置図につきましては、ほぼもう原野といいましょうか、現場の方は入れる状況ではございませんでしたので、大体この辺りだということでの現況の写真にさせていただきます。

いております。16 ページは、段々畑の果樹園地になっております。最後に 17 ページ、こちらも平成の中の圃場整備のもので、こちらも果樹を現在やられております。

最後に 18 ページ、調査書の方に移らせていただきます。譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。第 2 項の第 1 号全部効率につきましても、譲受人の農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると思われまます。農作業の従事者としましては、ご本人さんのみになっております。所有機械は、先ほどと同じく軽トラック 1 台となっております。第 2 項第 2 号の生産法人以外の法人としましても、譲受人は個人であり、適用はありません。第 2 項第 3 号の信託につきましても、信託ではないので適用はありません。第 2 項第 4 号、農作業の常時従事の件につきましても、ご本人、譲受人は年間 180 日の農作業をしているということで、日数の方は下限日数を超えているということで該当は致しません。第 2 項第 5 号の下限面積につきましても、黒潮町の下限面積の 30a を超えるということで、今回の農地の取得分を含めて 6,698 m²、66.98a ということで、こちらも該当はしません。第 2 項第 6 号の転貸の禁止につきましても、譲渡人の所有農地であり、転貸にも該当は致しません。最後に第 2 項第 7 号につきましても、地域調和としましても、所有権移転後につきましても、引き続き果樹の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えております。

こちらも平成の最後の丸 5 番の土地以外は農地区域外にはなっておりますが、5 番だけは国営の農地内なので、農地の区域内となっております。利用権の設定も全てございません。事務局からは問題は特にないと判断します。

以上です。

議 長 今、事務の方より説明がありました。担当の〇〇委員。

〇〇委員 先ほどと一緒に、〇〇〇〇様が高齢のために、〇〇〇〇さんのお母さん、かよ子さんに、この敷地の名義で引き渡したいということで始めました。果樹というのはブント畑です。以上です。

議 長 今、〇〇さんからの方も説明がありました。ブント畑を栽培しているということでございました。この件につきまして何か質疑・質問等はありませんか。
(質疑なし)

ないようでしたら承認を受けたいと思います。3 条許可申請 2 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。2 番につきましても承認されました。

それでは、3 条許可申請の 3 番につきまして、事務局の方よろしく申し上げます。

事務局 それでは議案書 1 ページの議案第 1 号の 3 番をご覧ください。

譲渡人、先ほどと引き続き同じく〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。
実は今回、〇〇〇〇さんのお母さんと今回その 3 番が実の弟さんですけど、
弟さんは別世帯で農業されておりますので、〇〇〇〇さんはこの会場には同席
をさせていただきます。

申請地、黒潮町入野字新明 7436 番、田、688 m²。理由につきましても、引
き続き同じく、所有権移転贈与後、許可あり次第所所有権を移転ということに
なっております。

資料の方は 19 ページ以降をご覧ください。それでは 19 ページ、航空写真
の位置図ですが、クロネコのヤマトさんのやや西側の奥の方、小川の入り口の
対岸になり、加持川のすぐそばになります。20 ページの住宅地図で見えていた
きましたら、小川のクロネコから入って最初の橋を左手に渡った所のたもとに
農地がございます。21 ページが航空写真での拡大図となっております。22 ペー
ジが公図。23 ページが、現況の写真となっております。ただ、現況の写真を見
ていただきましたら、今回の申請地と隣同士の隣接地がほぼ、もう畦を飛ばし
て田んぼになっている状況です。こちらはタバコの栽培をされております。

それでは 24 ページ調査書の説明をさせていただきます。譲受人、〇〇〇〇
さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。第 2 項第 1 号全部効率利用につきまして、譲
受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕
作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれるというこ
とで、農作業の従事者としましては、ご本人さんと奥さん、所有機械につきま
しても軽トラック 1 台となっております。第 2 項第 2 号の農業生産法人以外の
法人につきましても、譲受人は個人であり適用はございません。第 2 項第 3 号
の信託につきましても、信託ではないので適用はありません。第 2 項第 4 号の
農作業常時従事としましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきま
しては、年間 300 日の日数があるということで、こちらも該当は致しません。
第 2 項第 5 号の下限面積につきましても、譲受人が耕作の事業に供すべき農地
が黒潮町の下限面積 30a を超えるということで、今回の取得分を含めて 4,244
m²、42.44 a ということで、こちらも該当は致しません。第 2 項第 6 号転貸禁止
につきましても、譲渡人の所有農地であり、転貸には該当は致しません。第 2
項第 7 号地域調和としまして、所有権移転後は、引き続きタバコの栽培を予定
しているため、周辺農地への影響はないと考えます。あと、こちらも農用地の
区域につきましては、農用地区域内ということになっております。

事務局からは特段問題はないと判断します。以上です。

議 長 今、事務局の方より説明が終わりました。〇〇委員。何かありますか。

〇〇委員 前回と一緒に、〇〇〇〇さんが高齢のため敷地名義で譲渡したいというこ

とで、今、タバコ作って田んぼになっています。

議長 タバコを作るといふことですが、この件につきまして何か質疑・質問等ありませんか。

事務局 それでは事務局の方が聞き取りしている分が、今回申請中のこのタバコを作っている農地は、利用権の設定は正式にされてない所で、以前口頭か何かで、〇〇〇〇さんとある方とで、口約束か何かでタバコを作られている所を、今度、〇〇〇〇さんご高齢といふことと〇〇〇〇さんの方に所有権を移転するといふことです。できれば、この後正式に利用権設定を出していただいた方が、農業委員会の方はそれで構わないと思ひます。

議長 この3条許可申請は、3年3作といふようなことがありますが、それは今までどおりのタバコ作りといふことといいですか。

事務局 そうですね。引き続き、今作っていただく方にお任せするといふこととできています。

議長 今までどおりタバコを作っている人に作ってもらい、その土地の名義として〇〇〇〇さんの方に名義を移す。いふことですが、何かこの件について質問・質疑ありませんか。

特になければ承認を受けたいと思ひますが、いいですか。

(質疑なし)

それでは、農地法第3条許可申請の3番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。3番につきましても承認をされました。

続きまして議案第2号、農地法第5条の申請が1件出ております。事務局に説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの議案第2号、農地法第5条の許可申請に1件出てきております。番号1番をご確認ください。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町田野浦字打越1027番2、宅地です。ここは畑で、課税といふことと農地転用が必要といふことになっております。205.57㎡。

理由としまして、譲受人、〇〇〇〇は、譲渡人〇〇〇〇から申請地を贈与後、住居を建築したいためとなっております。

資料は25ページ以降をご覧ください。航空写真での位置図となっております。田野浦地区の昔JA南部の建物があつた所の上の打越といふ所の地域になります。26ページ、隣の住宅地図を見ていただきまして、家が少しずつ建つていて、団地化しているような所となっております。今回申請地①と書いている住宅地図の右側に4年ほど前に田野浦の新しい集会所ができております。27ペ

ージご覧ください。航空写真での拡大図で、田野浦の集会所が今回の転用予定地の右側に三角地となっており、その一角に集会所ができております。28 ページが公図。29 ページが土地利用計画図と排水計画図となっております。図面で見ただけで、左側の方が今回の建設する建物の西側の縦に農道が通って目の前に道路ができており、図面の方が、この建物の右側にうっすらと道路幅員 15m とか 13m とか点線で書いている部分があります。これがうちの都市計画の係の方で、実際この道はなく集会所の敷地内になり、建築確認をたてるためにどうしても図面上は、道路がこういった形になりますよ、ということではないと建築確認が下りないということで、図面上は点々で道路があるということになっております。実際は左側の農道の方から出入りするということになります。30 ページが現況写真見ていただくと何となく分かると思いますが、今回の申請の宅地の所の場所になっております。手前に左側から先ほど説明した農道で、手前に横から奥の方に向かってあるのが町道です。赤く見える屋根が、新しい集会所の屋根になっております。31 ページをご覧ください。こちらが今度、反対側の東側から西側を見ての写真になっております。現況はこのような状態になっております。手前側の集会所の敷地は全て町有地となっております、全て舗装されております。

あと事務局の方からは、こちらは農用地の区域につきましては区域外ということで、利用権の設定もありません。土地の利用計画も、図面上駐車場が、車が予定では 3 台ということになっており、建物の西側から農道を利用して出入りする予定となっております。排水計画につきましても、生活排水は浄化槽を経由後、西側の農道沿いの道路側溝へ合流しまして、南側の町道の側溝へ排水するというようになっております。敷地内につきましては、砕石を敷設によって、自然浸透となっております。資金計画につきましては、〇〇〇〇の予定となっております。なお、土地代は〇〇〇〇となっております。隣接地の農地等の同意につきましては全て同意取得済みです。そのほか農地区分としましては、こちらはそのほかの農地の第 2 種農地となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局より詳しい説明がありました。担当委員さん、〇〇さんの方から何かあれば。

〇〇委員 先ほど、事務局の方から説明がありまして、会長と現地を見に行きました。ここは宅地でかまいません。これまでに出ており、特に周辺地域からの苦情もなく、問題ないと思います。以上です。

議長 今、〇〇委員の方から説明ありましたが、〇〇〇〇さんと、それから〇〇〇〇さんは親子関係です。実は〇〇〇〇、もともとは〇〇〇〇の親父さんのお嫁さんということで、〇〇〇〇のお母さんで、親子です。現在、この写真を見

でもらったら分かると思うのですが、建っている家は、この〇〇〇〇が現在は住んでおり、ここに新しく家を建てて、この〇〇〇〇がここの前の新しい家に住んで、その登記をします。今現在ある家は、お父さんお母さん夫婦が高台移転でここへ来たいと、そういうことでした。以前、この反対側の農道の方は拡張の申請が出ていた所で、隣は田野浦の避難集会所ということです。この前の点線の前の方は〇〇〇〇さんということで、ここも農地というか、荒地で農地としては作っておりません。ここら辺りはほとんど宅地です。周辺に家が結構建っておりまして、特に問題はないのかなということでございます。

何かこの件につきまして質問・質疑ありませんか。

〇〇委員 畑なら宅地としてここへ出てきたらいかんがやない。

議長 ほんとはそう。課税は農地。

〇〇委員 いや、僕はそうとは思いません。法務局の登記では宅地になっており、町の課税で現在畑を作っているの、畑申請にしていると思う。登記書は、もう絶対これは宅地で登記されています。

事務局 事務局から説明させていただきますと、正確には、こちら法務局で宅地の種目になっています。ということで、〇〇委員のおっしゃるとおり、そういう評価になっております。

〇〇委員 宅地やったら、農業委員会通す必要ないと思いますが。

事務局 ただ、そこを課税で、農地としてなら農業委員会を通さないといけない場合もあります。

〇〇委員 登記名は宅地で。

議長 法務局の税は、町の税金とはまた違う。町の方は農地として課税しているので、町の農業委員会を通さないといけないと思う。

事務局 県がどういう形で農地として取り扱うかという判断基準もきちんとしたものがあればいいんですが、その場所、農地の状況によって変わってくるので、今回は法務局では種目は宅地であっても、黒潮町の方の固定資産税の評価は畑として評価されていたら、畑ということもあります。ほかの所でも、宅地として整備された所で、家も建たずに、せつかく空き地になっているから畝を作って畑をやっておれば、畑として評価される。基本、その農地も現況主義ということもあって、いくら地目が、法務局登記上が宅地であっても、現況主義の場合に取られてしまう登記もありますので、課税で畑としたら、課税の方がちょっと優先的になる場合もあるそうです。

議長 この件について何か質問ありませんか。

(質疑なし)

なければ承認を受けたいと思います。第5条許可申請につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。議案第2号、5条許可申請につきまして承認をされました。

それでは議案第3号、非農地証明願につきまして2件出ております。1番より事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書2ページ、議案第3号非農地証明願、2件出てきております。番号の1番を確認願います。

願出人、〇〇〇〇さん。願出地は黒潮町佐賀字イカダセ2902番1、田、360㎡。同じく字イカダセ2904番2、田、25㎡、同じく字イカダセ2907番5、田、10㎡。

願出の理由としましては、20年以上耕作しておらず、平成16年頃、工事用の資材置場として貸与して現在に至っているということです。

資料は32ページ以降ご覧ください。まず32ページ、航空写真で場所の確認をお願いします。役場の佐賀支所の前の国道のバイパス、トンネル、新横浜トンネル、こちら側から、大方側から抜けましてすぐ左手の下になります。森田瓦さんの敷地の隣になります。住宅地図が33ページ、続きまして34ページが航空写真の拡大図で、このような3筆となっております。35ページが公図となっております。最後に、36ページが現況の写真となっております。現況を確認していただいてもらっても、工事用の機材等の機材置場となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりました。この非農地証明願の1番について担当委員さんは、お願いします。

〇〇委員 先日、〇〇君と現地へ行って、先ほど事務局が説明したとおり、36ページをご覧ください。この写真の左側の方が〇〇〇〇の倉庫です。この赤い点線に囲まれている所が、今回の願出地です。この写真で見てのとおり、理由書にあったように20年以上、建設業者へこの土地を貸しています。現況もこの写真のとおり、重機を置いたり、資材を置いたり、車を置いたり、しています。それで、家族の方に電話で聞き取りをして、もう20年以上貸しており、農業をしておらず、畑とかに復元することもないので、お願いしたいということです。

以上です。

議長 今、〇〇さんより詳しい説明がありました。この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手お願いします。

なかなか農地としてはできんと、できにくいということでございます。何かありませんか。

(質疑なし)

なければ承認を受けたいと思います。この非農地証明の1番につきまして承

認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。非農地証明願の 1 番につきましては承認をされました。

続きまして非農地証明願の 2 番、お願いします。

事務局 それでは 2 ページの議案第 3 号の 2 番をご確認願います。

願出人、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町加持字平見 187 番 1、畑、128 m²。

理由としましては、平成 2 年頃から耕作しておらず、現在は原野となっているということです。

資料は 37 ページ以降をご覧ください。37 ページ航空写真での位置図ですが、クロネコさんの横の小川へ向いて入っていく所の、ちょっと小高い集落の一面となっております。住宅地図で見ていただきますと、大体その集落の建物がある端っこの方の小高い所の農地ということになっております。39 ページが航空写真の拡大図となっております。40 ページが公図で載せております。41 ページ、42 ページが現況の写真となっており、41 ページは下の町道側から家を見上げたところで、42 ページが上の建物の所からさらにその奥なので、現在、大草で中にまで入っていける状況ではありません。現地までは入っていきません。ほぼ原野、もう森林化している状況です。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりましたが、非農地証明につきまして、担当委員小橋さん、お願いします。

〇〇委員 41 ページ、42 ページをご覧ください。原野になっていまして、中に入っていけません。復旧はもう無理だと思います。

議長 42 ページに、家がありますが、これも空き家ですか。

〇〇委員 空き家みたいです。

議長 質問等ありませんか。

(質疑なし)

特になければ承認を受けたいと思います。いいですか。非農地証明願、2 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。2 番につきましても、承認をされました。

議案第 4 号、形状変更に関する届出の報告ということで 1 件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 2 ページ、議案第 4 号、形状変更の報告事項が 1 件出てきておりますので番号 1 番をご確認ください。

届出人、〇〇〇〇さん。届出地、黒潮町白濱字屋敷田 27 番 1、田、281 m²。

同じく、字屋敷田 30 番 1、田、167 m²。

理由としましては、現況の畑をかさ上げして利用したいということです。

資料は 43 ページ以降をご覧ください。43 ページ、航空写真で白浜の集落を示しております。集会所より東側、ほぼ佐賀寄りの農地となっております。44 ページの住宅地図で見ていただくと、ほぼ集落の佐賀寄りの端っこの方の農地となっております。45 ページが航空写真での拡大になるので、こちらが分かりやすいかなと思います。46 ページが公図となっております。2 筆並んでおります。最後の 47 ページが現況の写真となっております。現在、この町道の高さから低いのでこちらに盛り土をして、ほぼ町道の高さにして、利便性を高めて畑として利用したいということになっております。

事務局からは以上です。

議長 事務局の方で説明が終わりました。担当委員さんお願いします。

〇〇委員 〇〇君と申請者〇〇〇〇さんと現地確認に行って、いろいろ話を聞き取りました。最後のページに現地の写真が載っておりますが、先ほど事務局が説明したとおり、この道より、手前が町道ですが、町道より 1m くらい低くなっております。それで、耕作するにも、水がたまって耕作しにくいということで、何とかこの残土処理があるようですが、その残土処理でここを埋め立てして、後を畑として木を植えたり、いろいろ畑として利用したいということです。それで、この道より高くしたら、ほかの所へ迷惑が掛かるので、絶対道より高くしないよう、ほかのところへ影響しないようお願いしたいということをお話していただきました。埋め立てをして、ここを畑として利用したいということで、ひとつお願いしたいと思います。

以上です。

議長 今、〇〇さんの方から詳しい説明がありましたが、この件につきまして何か質疑・質問ありませんか。

埋め立てるに当たって、隣の家に影響しませんか。

〇〇委員 町道より高くしなかったら、周りの宅地の方がちょっと高いので。

議長 はい、分かりました。ほかに何か質問はありませんかね。

(質疑なし)

ないようでしたら、この形状変更届につきまして承認を受けたいと思います。承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。議案第 4 号につきましても承認をされました。

議案第 5 号、農業経営基盤強化推進法第 18 条 1 項の規定による農地利用集計計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 議案第 5 号、農用地利用集計計画整理表としまして、整理番号 1-23 (大方 1

ー23)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇。設定期間につきましては、令和元年8月9日から令和11年8月8日までの10年間。場所は、浮鞭字ヤモウヂ4147番。現況、畑、農地区域内の2,493㎡となっております。作物は、ドクダミとなっております。反当たりの借賃としまして、〇〇〇〇となっております。

1-24 (大方1-24)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、こちら〇〇〇〇。設定期間は、先ほどの契約と同じく令和元年8月9日から令和11年8月8日までの10年間で設定です。土地は、加持字猿飼1338番、現況、田、農用地区域内です。面積は、1,616㎡となっております。作物は水稻となっております、反当たり〇〇〇〇となっております。下に書いているように、この契約につきましては個人、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇とで利用権の設定後、〇〇〇〇がお米を現地で作るということの利用権となっております。

整理番号1-25 (大方1-25)。貸付人、〇〇〇〇さんから、1-42 (大方1-42) の〇〇〇〇さんまでの相手が〇〇〇〇となっておりますので、まず貸付人を続けて報告させていただきます。1-26 (大方1-26)。貸付人、〇〇〇〇さん。1-27 (大方1-27)。〇〇〇〇さん。1-28 (大方1-28)。〇〇〇〇さん。1-29 (大方1-29)。〇〇〇〇さん。2ページ目です。1-30 (大方1-30)。〇〇〇〇さん。1-31 (大方1-31)。〇〇〇〇さん。1-32 (大方1-32)。〇〇〇〇さん。1-33 (大方1-33)。〇〇〇〇さん。1-34 (大方1-34)。〇〇〇〇さん。1-35 (大方1-35)。〇〇〇〇さん。1-36 (大方1-36)。〇〇〇〇さん。1-37 (大方1-37)。〇〇〇〇さん。続きまして3ページ、番号、1-38 (大方1-38)。〇〇〇〇さん。1-39 (大方1-39)。〇〇〇〇さん。1-40 (大方1-40)。〇〇〇〇さん。1-41 (大方1-41)。〇〇〇〇さん。1-42 (大方1-42)。〇〇〇〇さん。以上の方々が、借受人が〇〇〇〇と利用権設定となっております。設定期間は、全て令和元年8月9日から令和11年8月8日までの10年間。利用権を設定する土地につきましてはご確認をお願いします。詳細は省かせてもらいます。現況は全て畑で農用地区域となっております。

作物は、果樹。反当たりは〇〇〇〇となっております。

3ページの最後になりますが、全て個人、1-25から1-42までの個人の方と〇〇〇〇とで利用権設定後に、〇〇〇〇と利用権を設定して、果樹を育てるということになっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりましたが、このことにつきまして何か、質疑・質問ありませんか。

〇〇委員 1-24の、これ10aあたり〇〇〇〇とはどういうことですか？

事務局 これは個人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとで協議をして、これぐらいの

値段でも構いませんよということで、契約ができています。安いですよ。中には使用貸借でただでもいいよっていう場合もありますので。ちょっと端数が契約書の反当たりで、今回〇〇〇〇という設定です。

資料の 6 ページをご覧ください。横に長い表がありまして、一番右の欄に賃貸借という欄のその二つ左側に年の総額として〇〇〇〇という。面積丸々で〇〇〇〇としていまして、この米津さんの 1338 番地の土地が 1,616 m²しかないもので、それを逆算すると、反当たりが年間〇〇〇〇という端数になってしまうということです。

〇〇委員 一番右の設定のところ〇〇〇〇の「く」「新」「再」とかいろいろありますが、この「新」というのは、もう既に〇〇〇〇とは個人と契約して、この果樹を植えているところを〇〇〇〇へ今回は全部契約するということですか。「新」ということはまだ売れてないところですか。

事務局 「新」が、今回中間機構を利用して、契約、利用権を設定するところで、今までは、例えば、1-25 の出口地区の農地はもともと〇〇〇〇さんとお互いで契約されて、個人での通常の契約で利用権設定をやられているところで、今回改めて農地中間機構を利用した上での「新」。昔から農地保有合理化っていう補助が昔からあって、その制度がもう現在なくなって、中間管理機構を通しての補助をもらえる制度になっているので、再設定のところはこういう表示にさせていただいています。

議長 貸付の方にしたら、中間管理機構を通した方が、メリットが多い。

事務局 そうですね。農地中間管理機構、国の制度もできれば中間管理機構を利用してもらって、例えば、利用権設定するにしても、個人個人で利用権設定する場合は 1 年とか 3 年とかです。機構の場合は 10 年、15 年、20 年、長い間借りてくれているので、途中で何かがなければ、長く貸し借りしてくれるということでのメリットはあります。

議長 〇〇さん、いいですか。〇〇さん、何かありますか。

〇〇委員 1-25 の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇と書いているが、これ部落の土地ですか。

事務局 そうです。〇〇〇〇の土地です。3 ページの 1-39 は、あくまで〇〇〇〇さん個人の土地。〇〇〇〇としての〇〇〇〇さんと個人の〇〇〇〇さんと同一で、1-25 は〇〇〇〇が農地いくつか持っています。その土地です。

補足で、この度、〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇になりましたので、よろしくお願ひします。

議長 いいですか。ここら辺りは〇〇〇〇さんが、ほとんど果樹作っていて、〇〇〇〇は助かっています。ほかに何か質問ありませんか。

(質疑なし)

それでは承認を受けたいと思います。この農業経営基盤強化推進法第 18 条第

1 項の規定による農用地利用集積計画につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案 5 号につきましても承認をされました。

続きまして議案第 6 号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第 6 号。認定農業者の経営改善資金借入計画が 2 件、今回出てきております。

番号の 1 番、氏名、〇〇〇〇さん。内容としまして、ハウス強靱化、防災対策工事費としまして出てきております。

資料 1 ページをご覧ください。利用計画の申請書が〇〇〇〇さんから出てきております。

〇〇〇〇さんの資金計画につきましては、7 ページご覧ください。事業内容としまして、事業目的、ハウス強靱化、種類としまして、防災対策工事、数量・規模・能力としましては工事一式となっております。事業費は、161 万 7,840 円となっております。資金計画は、所要資金〇〇〇〇のうち、資金調達としまして内訳が、〇〇〇〇となっております。今回借入の申込み金額が〇〇〇〇、最終償還期限が令和 6 年の 11 月 30 日となっております。元金の償還方法としまして、〇〇〇〇となっております。このページにつきましては以上です。

14 ページに見積もり書がございます。全体の合計金額、〇〇〇〇の内訳がここに詳細に載っております。見積もり先が〇〇〇〇となっております。内訳の方も補強合掌の AP の 50 角として、ステン製の 6 角ビスやボルトナット、蓋バンドや二重ツコ等となっております。全ての合計金額で〇〇〇〇の見積り額となっております。

16 ページをご覧ください。〇〇〇〇さんのハウスの方がニラをやっております。川奥のちょうど荷稻地区と川奥地区の境目辺りの、川奥に入ってすぐの赤枠で囲っているところでやっております。今回、こちらのハウスでの強靱化での資金利用となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。この件につきまして、何か質問・質疑ありませんかね。

今回、借り入れの〇〇〇〇についての？

事務局 そうです。〇〇〇〇が資金を利用する金額です。

議長 資金利用の申請で、これは近代化資金よね。何か質問ありませんかね。

〇〇委員 防災対策工事費となっておりますが、地震等の補強工事とかそういうことですか。

事務局 事務局の方が確認しているのが、去年度、国の方でそういった事業が出てきまして、今現在のハウスを長寿命化、要は補強をして、すぐに痛まないように延命措置というか、補強をしていくような事業だと聞いております。

全体的に〇〇〇〇で、国の補助金が2分の1で、町の方が6分の1で、補助金額が〇〇〇〇になるはずですが、正確には去年の補正で国の方は出したので、町の方が対応できるのが、31年の事業から対応するということで皆さん説明をして。補助要綱いろいろあって結構国の方も慌てたところもあって、実際動きだして、これが対象になるとかならないとかいうこともあってですね、実際対象になった方が町内で10数名、20名弱だったと思います。今回ハウスも先ほども言いました強靱化、強くして台風等の災害にも耐えられる補強をしましょうというところの事業になっています。

〇〇委員 その〇〇〇〇ですが、多数の申込みがあっても全員にこの補助金が出るのですか、いろんな制限があると言っていました、大きいですね。

事務局 予算的な部分もあり、町への申込み期間、県、国への申込み期間と期限が決められていて、その中での申込みをして、補助金対象になる分、ならない分のさび分けをしていって、その部分で大枠、例えば、黒潮町で3,000万全体申請がありましたよという部分がきて、その部分を県、国に挙げということで挙げたが、国の総枠は、確か当初数億円の話であまり規模が大きくなって、高知県として、黒潮町と数市町村が、手を挙げて、それを県がまとめて国に挙げて、結局、黒潮町の申請した分は国の予算全体枠に全て通ったということで、うちから申請した部分は、要綱上全て当てはまった部分については、全て対象になったということになると、その段階を追うて、たまたま今回、全国規模での予算枠が入ったけど、実際その部分がカットされる可能性もあったという事業でございます。

〇〇委員 来年はまた新たに何かあり、ずっと続くものですか。

事務局 今回の国の予定では、あと一年間、来年もあるはずですが、その予算規模はどれくらいになるかはまだ分かっていません。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 いいですかね。ほかにありませんかね。

(質疑なし)

なければ承認を受けたいと思います。

議案第6号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議の1番〇〇〇〇〇さんについて承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。〇〇〇〇さんの1番につきましては承認をされました。

2番、〇〇〇〇さんの方報告をお願いします。

事務局 表紙の②番をご覧ください。2番目、氏名、〇〇〇〇さん。内容が加温器の更新となっております。

資料は17ページからご覧ください。〇〇〇〇さんから申請書の提出がされております。資料の詳細につきましては、19ページをご覧ください。今回、借入申込金額としまして〇〇〇〇となっております。

元金償還額は〇〇〇〇となっております。利息の支払い方法と時期につきましては年2回、5月31日と11月30日となっております。

この借入金に関する事業計画としまして、事業種類としまして加温器の更新、規模は加温器ネポン HK5027TEV、煙突セット。事業費が〇〇〇〇。続きまして配管料等が事業費〇〇〇〇の、合計税込みの〇〇〇〇となっております。

資金計画は、所要資金〇〇〇〇のうち、資金調達の内訳としまして、〇〇〇〇〇となっております。

特記事項として補助内容は、黒潮町ハウス整備事業の補助金額が黒潮町より〇〇〇〇、JAから〇〇〇〇となっております。

加温器の方が、31ページをご覧ください。今回加温器を更新する加温器のタイプ赤丸で載っております。こちらもセットです。詳細な数値等につきましては33ページ、あと36ページの方に、寸法表等が載っています。38ページが黒潮町ハウス整備事業の補助金の交付決定を受けた後の変更交付決定通知書となっております。39ページが、高知県農業協同組合での助成金の決定通知書となっております。以降に経営改善の認定書となっております。

48ページに〇〇〇〇さんのハウスが赤枠で囲っております。田野浦の方です。三浦小学校がやや下に下りた東側になります。〇〇〇〇さんは花卉（かき）を栽培されております。

事務局からは以上です。

議長 事務局より説明がありましたが、この件につきまして何か質問・質疑ありませんか。

町と農協と合わせて30%の補助よね。ハウス整備事業は、〇〇〇〇ということにはならない？

事務局 町の補助金額が〇〇〇〇ですよ。

ハウスの面積で、1反で〇〇〇〇やったら〇〇〇〇ありますよね。

議長 ハウス整備事業については町の方が25%、農協の方が5%補助ということでございますが面積が足りなかった。そういうことでございます。この借入金の〇〇〇〇についての審議です。何か質問・質疑ありませんか。

(質疑なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。それでは借入金の2番、〇

〇〇〇さんの分につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。〇〇〇〇さんの借入金につきましても承認をされました。

それでは議案の方がこれで終わりましたので、いったんここで閉めて記録を止めたいと思います。その後、またその他の討議に移りたいと思います。

(午後 3 時 40 分終了)